

# 公 売 の 注 意 書

## 1 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 農業委員会が発行する買受適格証明書の提示及び提出ができない者
- (2) 国税徴収法第92条、第99条の2又は第108条等法令の規定により買受人となることができない者

## 2 入札

(1) 入札者は、別紙様式の入札書により、売却区分ごとに入札してください。なお、入札に際しては公売財産を熟覧し、登記登録のあるものについては関係公簿等を閲覧のうえ入札してください。

(2) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

もし書き損じたときは新たな入札書を使用してください。

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取り消すことができません。

(3) 同一売却区分について、2枚以上の入札書を提出することはできません。

(4) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。

(5) 郵送による入札は認められません。

(6) 入札に参加するものは、身分を証明するもの（免許証、商業登記簿等）を持参してください。

## 3 公売保証金の提出の時期

公売保証金は、入札をする前に『20,000円を現金』で係職員に納付してください。

公売保証金を納付した後でなければ、入札をすることができません。

## 4 開札の方法

入札書は決められた開札日に開札します。

## 5 最高価申込者の決定

公売財産ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者とします。

## 6 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

売却決定は、最高価申込者に対してその買い受けの申込みをした財産を売却することを決定する処分です。

## 7 買受代金の納付

買受代金は、現金で納付してください。

## 8 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金については、後日口座へお返しします。

## 9 権利移転及び危険負担の移転の時期

権利及び危険負担の移転については、買受代金を納付したときから移転します。

したがって、買受代金納付後は財産き損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

## 10 公売財産の引渡しの方法

公売財産については現状渡しとし、引渡しの義務を負いません。

## 11 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

## 12 権利移転の手続き

公売財産の権利移転については、登録免許税に相当する印紙又は登録免許税納付済領収証書を別紙様式の所有権移転登記請求書に添えて提出してください。

## 13 売却決定の取消し

公売財産にかかる市税等の完納の事実が、買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。その他買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しない場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合等には、その売却決定を取り消します。

## 14 公売保証金の鹿屋市帰属等

買受人が、買受代金をその納付の期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売にかかる市税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、鹿屋市に帰属します。

## 15 買受申込み等の取消し

公売財産について、最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、法令の規定により滞納処分の続行の停止がされたときは、その停止している間は、最高価申込者又は買受人は、その入札又は買い受けを取り消すことができます。

### 国税徴収法第92条（買受人の制限）

滞納者は、換価の目的となった自己の財産を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。  
鹿屋市に所属する職員で市税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産について、また同様とする。

### 国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

公売財産の入札等をしようとする者は、鹿屋市長に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ入札等に参加することができない。

- 1 公売不動産の入札等をしようとする者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であること。
- 2 自己の計算において当該不動産の入札等をさせようとする者が暴力団員等であること。

### 国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）

- 1 鹿屋市長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。  
その事実があった後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。  
(1) 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者  
(2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者  
(3) 偽りの名義で買受申込みをした者  
(4) 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人  
(5) 故意に公売財産を損傷し、その価格を減少させた者  
(6) 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、鹿屋市長は、その入札等がなかったものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、公売保証金は鹿屋市に帰属する。  
この場合において、第100条第6項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。
- 4 鹿屋市長は、第1項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。